



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
 TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035
 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
 TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040
 URL: <http://www.roumpro.com> メール: info@sssr.jp
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



「リスキリング」という言葉をご存じですか？ もともと「従業員の職業能力の再開発・再教育」という意味合いで使われている言葉ですが、近時は、「市場ニーズに適合するため、保有している専門性に、新しい取組みにも順応できるスキルを意図的に獲得し、自身の専門性を太く、変化に対応できるようにする取組み」と位置づけられています。デジタル化の進展や、コロナウイルスの問題など、現在、企業には、数多くの変化が生じています。そのための対策の一環として、従業員の専門性やスキルを柔軟に取り扱う観点から、リスキリングの有用性が注目を集めています。変化が生じるたびに、その変化に対応する新しいスキルを持つ人材を雇おうとするのは困難ですが、従業員がすでに習得しているスキルを再開発して底上げすることで対応が可能になれば、既存の人材で、企業が直面する多種多様な課題に対応することができるようになります。一方で、日本においては、488万人以上の労働者がリスキリングを行う必要があるとされており（IBMの令和元年調査結果）、まだまだ取組みが進んでいない状況が窺えます。リスキリングに取り組む上では、従業員の能力や適性を把握して、今後獲得すべきスキルやキャリアの方向性を決定することが大切です。人材を活用するための戦略の一環として、投資を検討してみてもよいかもしれません。

中小企業でも来年4月施行。同一労働同一賃金の取組みと賃金の動向について

◆同一労働同一賃金

「同一労働同一賃金」制度では、同一企業におけるいわゆる**正社員と非正規社員（有期雇用労働者、パートタイマー、派遣労働者）**の間の不合理な待遇差の解消を目指し、**基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止**されます。

また、非正規社員から求めがあった場合に、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主が説明すること、また説明を求めたことを理由に不利益取扱いをしないことが義務付けられます。

令和2年4月より大企業と労働者派遣について適用され、**中小企業は令和3年4月1日から適用**となります。

10月に最高裁は「同一労働同一賃金」の問題について5件の判決を言い渡しました。

これら5件の裁判ではいずれも、いわゆる非正規雇用の従業員が、正社員と同じ仕事をしているのにも関わらず賃金などの処遇に差があることについて「不合理な待遇差」にあたることを訴えていました。

それぞれ具体的には、「アルバイトとして働く事務員への**ボーナスの支給**」、「契約社員として働く売店店員への**退職金の支給**」、「契約社員として働く郵便局員への**扶養手当・住居手当**、年末年始勤務手当の支給、そして夏季冬季休暇、有給病気休暇の付与等」について正社員との間で格差があるとの訴えです。

最高裁は今回、明確な基準を設けたというよりは、具

体的な個々の事例についての一定の判断を下した形です。ただし、これらの裁判の中で「不合理」と判断された各種手当等の格差については特に、今後会社内で実施し続けていくものか判断し、対応をとっていく必要があると考えるべきです。それぞれの会社の実態に即した、同一労働同一賃金対応の給与、そして福利厚生制度を実施していくことが求められています。

◆企業・労働者の反応

11月6日の閣議に提出された「令和2年度 年次経済財政報告」で、同一労働同一賃金の取組みや影響に関する内容がまとめられているので、以下に紹介します。

待遇の違いについて、「**業務の内容等が同じ正社員と比較して納得できない**」と回答した**パートタイマー・有期雇用労働者**の割合は、「**賞与**」37.0%、「**定期的な昇給**」26.6%、「**退職金**」23.3%、「**人事評価・考課**」が12.7%となっています。

一方、取組みの実施率は、「**業務内容の明確化**」35.2%、「**給与体系の見直し**」34.0%、「**諸手当の見直し**」31.3%、「**福利厚生制度の見直し**」21.2%、「**人事評価の一本化等**」17.7%となっています。

また、企業が課題と感じていることは、「**費用がかさむ**」30.4%、「**取り組むべき内容が不明確**」19.5%、「**社内慣行や風習を変える事が難しい**」18.7%、「**効果的な対応策がない、分からない**」16.5%、「**業務の柔軟な調整**」16.1%となっています。

「**キャリアアップ助成金**」の利用なども含めて、同一労働同一賃金への対応については、大きな問題となる前に専門家に相談しながら進めるのがよいでしょう。



令和2年就労条件総合調査

◆労働時間制度について

厚生労働省から令和2年就労条件総合調査の結果が公表されました。今年の特徴は、**年次有給休暇の取得日数が過去最多の10.1日**、**取得率が過去最高の56.3%**となったことです。

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間47分（平成31年調査7時間46分）、労働者1人平均7時間46分（同7時間45分）となっています。

週所定労働時間は、1企業平均39時間24分（同39時間26分）、労働者1人平均39時間03分（同39時間03分）となっています。

週所定労働時間の1企業平均を企業規模別にみると、「1,000人以上」が39時間00分、「300～999人」が39時間09分、「100～299人」が39時間12分、「30～99人」が39時間30分となっています。産業別にみると、「金融業、保険業」が38時間17分で最も短く、「宿泊業、飲食サービス業」が39時間51分で最も長くなっています。

(2) 年間休日総数

平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）の**年間休日総数の1企業平均は109.9日**（平成31年調査108.9日）、労働者1人平均は116.0日（同114.7日）となっています。

1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が116.6日、「300～999人」が114.9日、「100～299人」が113.0日、「30～99人」が108.3日となっています。

(3) 年次有給休暇

平成31年・令和元年（又は平成30会計年度）1年間に企業が付与した**年次有給休暇**（繰越日数を除く。）は労働者1人平均18.0日（平成31年調査18.0日）、そのうち労働者が取得した日数は、10.1日（同9.4日）で、取得率は56.3%（同52.4%）となっており、**取得日数は過去最多（昭和59年以降）、取得率は過去最高（昭和59年以降）**となりました。

◆賃金制度について

(1) 時間外労働の割増賃金率 / 諸手当

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は81.6%（平成31年調査84.0%）となっており、そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.3%（同94.9%）、「26%以上」とする企業割合は4.5%（同5.0%）となっています。

令和元年11月分の常用労働者1人平均所定内賃金は

319.7千円となっており、そのうち諸手当は47.5千円、所定内賃金に占める諸手当の割合は14.9%となっています。

また、所定内賃金に占める諸手当の割合を企業規模別にみると、規模が小さいほど高くなっています。

テレワークセキュリティの実態

◆急速に普及したテレワークとその課題

今年になって、新型コロナウイルスへの対応として、初めてテレワークを導入したという企業も多いところです。総務省が今年の7～8月に従業員10名以上の3万社に実施した調査でも、回答数5,433のうちテレワーク実施企業は1,569となっています。

ただ、急場しのぎで始めた企業も多く、テレワークに必要な機材やセキュリティ体制も整わないまま実施している企業も多いのではないのでしょうか。実際に、同調査でも、**テレワークの導入にあたっての課題**として「**テレワークに必要な機器の整備**」（54.3%）、「**セキュリティ確保**」（43.1%）が挙がっています。

◆サイバー攻撃に関する対策の実施状況

本調査によれば、「情報セキュリティに関する明確な担当者は存在しない」とする企業が2割もみられました。また、情報セキュリティの管理体制等に関する対策の実施状況として、「情報セキュリティポリシーの策定」（34.1%）、「定期的なセキュリティ教育・啓発活動」（32.9%）、「社内情報の重要度レベルによるファイル等へのアクセス制限」（28.9%）が挙がっています。いずれも3割程度にとどまっており、対策が十分でない企業がまだ多いことがわかります。「各種サイバー攻撃に関する対策の実施状況」としては、「セキュリティ対策ソフト（ウイルス対策ソフト等）が常に最新になるように指示・設定をしている」（64.4%）、「OSやソフトウェアについて最新の状態となるようアップデートを指示・設定をしている」（53.6%）、「インターネットと社内のネットワークとの間に、ファイアウォールを設置している」（47.7%）が続きますが、セキュリティ対策ソフトが常に最新になるように指示・設定している企業は約3分の2にとどまっていることがわかります。

<事務所からのご案内>

この事務所便りも今年最終号となります。少し早いですが、今年1年有難うございました。来年も経営者の皆様に役立つ情報をお届け致しますので、どうぞ宜しくお願い致します。